

令和 8 年 2 月 4 日

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 2 回定例会

[議案書 (2)]

議案第 4 号	1
議案第 5 号	1 3
議案第 6 号	2 1
議案第 7 号	2 3
議案第 8 号	5 3
議案第 9 号	7 1
議案第 1 0 号	7 3

千葉市教育委員会

議案第4号

令和7年度補正予算について（2月補正）

令和7年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和8年2月4日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

令和7年度補正予算について(2月補正)
(教育みらい夢基金積立金)

教育総務部 企画課

1 補正理由

千葉県教育みらい夢基金への寄附金を基金に積み立てる。

2 補正予算額

48,000千円

【財源】 寄附金 48,000千円

3 補正内容

寄附金	令和7年4月～12月寄附分	38,620千円
	令和8年1月～3月見込み	9,380千円
計		48,000千円

<参考>

令和7年度の主な充当予定事業

- ・ 特別支援学校教育活動推進事業
- ・ 理科教育推進事業
- ・ 電子書籍購入事業 (学校連携)
- ・ 児童書購入事業

令和7年度補正予算について(2月補正)
(給与費の増額)

教育総務部 教育給与課

1 補正理由

令和7年度千葉市人事委員会勧告に基づく職員の給料、期末手当及び勤勉手当引き上げ、教員の処遇改善並びに年度末で退職を希望する者に支払う退職手当の支出見込み額の増加に伴い、令和7年度予算の給与費を増額補正するもの。

2 補正予算額

463,000千円

【財源】 全額一般財源

【金額：千円】

区分	補正後	補正前	補正額
一般職	46,857,197	46,394,197	463,000

令和7年度補正予算について(2月補正)

(学校施設の環境整備等)

教育総務部 学校施設課

1 学校施設の環境整備

(1) 【国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定・変更】

ア 補正理由

国庫補助金の交付決定に伴い、学校施設の環境整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となる単年度事業については、繰越明許費を設定し、事業期間が複数年度に及ぶ事業については、継続費を設定する。

また、既に実施している継続事業について、前倒しで進めるため、年割額を変更する。

イ 補正予算額 6,244,200 千円 (繰越明許費 3,937,000 千円 継続費 2,307,200 千円)

【財源】	国費	2,302,066 千円
	市債	3,941,000 千円
	一般財源	1,134 千円

ウ 補正内容

	事業名	予算額	内容
1	体育館冷暖房設備整備 (繰越明許費)	2,431,000 千円	・中学校 25校・高等学校 1校 ・特別支援学校 3校 ※対象校は次頁
2	体育館冷暖房設備整備 (継続費 R7~9)	189,000 千円	・小学校 24校 ※対象校は次頁
3	外部改修 (繰越明許費)	1,218,000 千円	・小学校 2校 (長作小、大巖寺小) ・中学校 7校 (新宿中、轟町中、千城台西中、 大宮中、高浜中、土気南中、大権中)
4	大規模改造 (繰越明許費)	288,000 千円	・中学校 2校 (越智中、泉谷中)
5	大規模改造 (継続費 R7~9)	408,000 千円	・中学校 1校 (貝塚中)
6	大規模改造 (継続費 R7~10)	225,000 千円	・小学校 1校 (西の谷小)
7	大規模改造 (継続費 R6~8)	1,076,300 千円	・小学校 1校 (仁戸名小) ・中学校 1校 (さつきが丘中)
8	大規模改造 (継続費 R6~9)	408,900 千円	・中学校 1校 (小中台中)
合計		6,244,200 千円	

※体育館冷暖房設備整備対象校

繰越明許費 中学校 25校 高等学校 1校 特別支援学校 3校 計 29校

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
校名	新宿中	犢橋中	轟町中	更科中	越智中	幸町第一中
	末広中	こてはし台中	千草台中	千城台西中	泉谷中	幕張西中
	川戸中	天戸中	都賀中	大宮中	土気南中	高浜中
	星久喜中	朝日ヶ丘中	第二養護	若松中	大椎中	磯辺中
		幕張本郷中		貝塚中		稲毛高校
				養護学校		高等特別支援
小計	4	5	4	6	4	6
合計	29					

継続費 R 7～9 小学校 24校

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
校名	新宿小	検見川小	園生小	若松小	誉田小	磯辺第三小
	都小	花園小	緑町小	小倉小	誉田東小	打瀬小
	宮崎小	作新小	山王小	桜木小	土気南小	幕張西小
	星久喜小	上の台小	小中台小	北貝塚小	小谷小	磯辺小
小計	4	4	4	4	4	4
合計	24					

【継続費設定】

<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

	R 7	R 8	R 9	R 10	計
体育館冷暖房設備整備 (小学校 24校)	189,000	3,000	1,728,000	—	1,920,000
大規模改造 (貝塚中)	408,000	3,000	480,000	—	891,000
大規模改造 (西の谷小)	225,000	3,000	693,000	120,000	1,041,000
合計	822,000	9,000	2,901,000	120,000	3,852,000

【継続費変更】

<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

変更前	R 6	R 7	R 8	R 9	計
大規模改造 (仁戸名小)	384,400	4,000	496,500	—	884,900
大規模改造 (さつきが丘中)	295,200	4,000	585,800	—	885,000
大規模改造 (小中台中)	174,600	4,000	361,900	756,300	1,296,800
合計	854,200	12,000	1,444,200	756,300	3,066,700



<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

変更後	R 6	R 7	R 8	R 9	計
大規模改造 (仁戸名小)	384,400	497,500	3,000	—	884,900
大規模改造 (さつきが丘中)	295,200	586,800	3,000	—	885,000
大規模改造 (小中台中)	174,600	412,900	3,000	706,300	1,296,800
合計	854,200	1,497,200	9,000	706,300	3,066,700

1,485,200 増 1,435,200 減 50,000 減

2 エレベータ設置

(1) 【国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定・変更】

ア 補正理由

国庫補助金の交付決定に伴い、エレベータ設置に係る経費を計上するとともに、事業期間が複数年度に及ぶため、継続費を設定する。

また、既に実施している継続事業について、前倒しで進めるため、年割額を変更する。

イ 補正予算額	766,000 千円	※全額 継続費
[【財源】 国 費	130,400 千円
	市 債	633,000 千円
	一般財源	2,600 千円
]		

ウ 補正内容

事業名	予算額	内容
1 エレベータ設置 (継続費 R7~9)	633,000 千円	・ 小学校 4 校 (磯辺第三小、弥生小、小中台小、生浜東小) ・ 中学校 2 校 (千城台西中、高洲中)
2 エレベータ設置 (継続費 R6~8)	133,000 千円	・ 小学校 3 校 (仁戸名小、小中台南小、真砂第五小) ・ 中学校 3 校 (末広中、草野中、幕張本郷中)

【継続費設定】

<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

	R 7	R 8	R 9	合計
小学校エレベータ設置 (磯辺第三小、弥生小、小中台小、生浜東小)	426,000	4,000	20,000	450,000
中学校エレベータ設置 (千城台西中、高洲中)	207,000	2,000	10,000	219,000
合計	633,000	6,000	30,000	669,000

【継続費変更】

<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

変更前	R 6	R 7	R 8	合計
小学校エレベータ設置 (仁戸名小、小中台南小、真砂第五小)	300,000	2,000	50,000	352,000
中学校エレベータ設置 (末広中、草野中、幕張本郷中)	336,000	4,000	85,000	425,000
合計	636,000	6,000	135,000	777,000



<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

変更後	R 6	R 7	R 8	合計
小学校エレベータ設置 (仁戸名小、小中台南小、真砂第五小)	300,000	52,000	0	352,000
中学校エレベータ設置 (末広中、草野中、幕張本郷中)	336,000	87,000	2,000	425,000
合計	636,000	139,000	2,000	777,000

133,000 増 133,000 減

3 新設校建設

(1) 【国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の変更】

ア 補正理由

国庫補助金の交付決定に伴い、新設校建設に係る経費を計上するとともに、事業を前倒して進めるため、年割額を変更する。

イ 補正予算額	90,000 千円	※全額 継続費
	【財源】	
	国 費	28,382 千円
	市 債	60,000 千円
	一般財源	1,618 千円

ウ 補正内容

事業名	予算額	内容
新設校建設 (継続費 R5~8)	90,000 千円	・小学校1校 プール工事

【継続費変更】

<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

変更前	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
建設工事	7,000	867,000	<u>4,806,000</u>	<u>292,000</u>	5,972,000



<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

変更後	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
建設工事	7,000	867,000	<u>4,896,000</u>	<u>202,000</u>	5,972,000

90,000 増 90,000 減

4 中等教育学校整備

(1) 【国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定】

ア 補正理由

国庫補助金の交付決定に伴い、中等教育学校整備に係る経費を計上するとともに、事業期間が複数年度に及ぶため、継続費を設定する。

イ 補正予算額	32,000 千円	※全額 継続費
	【財源】	
	国 費	2,000 千円
	市 債	30,000 千円
	一般財源	0 千円

ウ 補正内容

事業名	予算額	内容
中等教育学校整備 (継続費 R7~9)	32,000 千円	・中等教育学校 1 校 校庭整備

【継続費設定】

<継続費 事業費及び年割額>

(単位：千円)

	R 7	R 8	R 9	合計
校庭整備	32,000	2,000	139,000	173,000

5 校庭整備

(1) 【国庫補助金の交付決定への対応】

ア 補正理由

国庫補助金の交付決定に伴い、校庭整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となることから、繰越明許費を設定する。

イ 補正予算額	404,690 千円	※全額 繰越明許費
	【財源】	
	国 費	28,000 千円
	市 債	376,000 千円
	一般財源	690 千円

ウ 補正内容

事業名	予算額	内容
校庭整備 (繰越明許費)	404,690 千円	・ 小学校 2 校 (千城台東小、誉田東小)

6 照明設備改修

(1) 【国庫補助金の交付決定への対応】

ア 補正理由

国庫補助金の交付決定に伴い、照明設備改修に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となることから、繰越明許費を設定する。

イ 補正予算額	51,000 千円	※全額 繰越明許費
	【財源】	
	国 費	17,000 千円
	市 債	34,000 千円
	一般財源	0 千円

ウ 補正内容

事業名	予算額	内容
照明設備改修 (繰越明許費)	51,000 千円	・ 小学校 1 校 (瑞穂小)

令和7年度補正予算について(2月補正) (学校給食費支援)

学校教育部 保健体育課

1 補正理由

物価高騰が継続する中、小学校、中学校等の保護者負担軽減について、令和8年度における支援を円滑に実施するとともに、早期に保護者等への周知を実施するため、令和7年度補正予算において、債務負担行為を設定する。

2 補正内容(債務負担行為)

(1) 事業名及び設定金額等

事業名	限度額	設定期間
学校給食費支援	894,660千円	令和8年度

(2) 財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 894,660千円

(3) 対象期間

令和8年4月から令和9年3月まで

3 参考

(単位:円)

区分		1食単価	保護者負担支援額		保護者負担 給食費
			給食費負担 軽減交付金※	物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付金	
小学校	1～3年生	350	301	49	0
	4～6年生	374	301	73	0
第二養護学 校	1～3年生	374	359	15	0
	4～6年生	387	359	28	0
中学校・中等教育学校(前期 課程)・高等特別支援学校		415	—	95	320
養護学校		453	—	104	349

※小学校・第二養護学校が対象

令和7年度補正予算について(2月補正)

(地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業)

生涯学習部 生涯学習振興課

1 補正理由

物価上昇という厳しい環境下においても、地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続できるようにするための物品の購入等に係る所要の経費を国が令和7年度補正予算に計上したことから、補正予算として計上する。

2 補正予算の内容

(1) 対象事業所

市内で、以下の事業を行う事業所

放課後児童クラブ（アフタースクール・子どもルーム）、時間外保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て短期支援事業、産後ケア事業、乳児等通園支援事業

(2) 補助内容

物品の購入等

※アフタースクール：事務用品・衛生用品・書籍・玩具など（令和7年10月～令和8年3月購入分）

(3) 補助率

10/10（負担割合：国1/3、県1/3、市1/3）

(4) 補助基準額

ア 放課後児童健全育成事業所（アフタースクール・子どもルーム）

1支援の単位当たり 年額50千円

イ 放課後児童健全育成事業所以外

1か所当たり 年額25千円

3 補正予算額

【歳出】 22,600千円

※内アフタースクール分：130支援単位×50千円＝6,500千円

【財源】 国庫支出金7,525千円、県支出金7,525千円、一般財源7,550千円

4 今後の予定

令和8年3月～ 対象施設に周知、申請書の交付、収受及び決定

〃 4月～5月 対象施設への支払い



議 案 説 明

令和7年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 5 号

令和 8 年度当初予算について

令和 8 年度当初予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和 8 年 2 月 4 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴 岡 克 彦

令和8年度当初予算案（教育委員会所管分）の概要

一般会計 教育費 当初予算額 785億9,300万円

構成比（教育費／一般会計） 14.5%

増減率（対前年度） △1.4%

（一般会計）

（単位：千円）

区 分	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率 %
一 般 会 計 ①	541,700,000	551,200,000	△ 9,500,000	△ 1.7
教 育 費 ②	78,592,773	79,732,914	△ 1,140,141	△ 1.4
構 成 比 ②／①	14.5	14.5	—	—

（特別会計）

学校給食事業 ③	11,163,901	9,743,502	1,420,399	14.6
----------	------------	-----------	-----------	------

（全会計）

教育委員会所管 ②＋③	89,756,674	89,476,416	280,258	0.3
-------------	------------	------------	---------	-----

教育委員会 教育総務部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
教育職員課・教育指導課	専科指導のための非常勤講師の配置	<p style="text-align: right;">471,176 (460,377)</p> <p>[国費 132,292 諸収入 2,248] [市費 336,636]</p> <p>小学校高学年における一部教科担任制の実施に向け、専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科非常勤講師を増員し、配置を拡充する。</p> <p>対象教科 音楽、図工、家庭、体育、外国語 配置人数 131人→136人</p>	拡充
教育職員課	教頭マネジメント・サポーターの配置	<p style="text-align: right;">12,509 (9,783)</p> <p>[国費 3,912 市費 8,597]</p> <p>教頭の業務補助、保護者や外部との連絡調整など、学校のマネジメントに係る業務を専門的に支援する人材の配置を拡充する。</p> <p>配置人数 4人→6人</p>	拡充
援学課・施設教育課・センター教育支援	学びの多様化学校等整備	<p style="text-align: right;">130,000 (—)</p> <p>[市債 102,000 市費 28,000]</p> <p>学びの多様化学校と教育センターの複合施設を旧高洲第二中学校跡施設に整備する。</p> <p>1 基本設計 2 一部の既存施設の解体工事 (プール・武道場など)</p>	新規
学校施設課	学校施設の環境整備	<p style="text-align: right;">102,400 (240,010)</p> <p>[市債 84,000 市費 18,400]</p> <p>学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、時代の要求水準に沿った施設環境・機能に改善するための質的整備を行う。</p> <p>1 実施設計 大規模改造 中学校1校 外部改修 小学校2校 2 工事 大規模改造 小学校2校、中学校3校</p>	
	体育館冷暖房設備整備	<p style="text-align: right;">240,000 (224,440)</p> <p>[市債 238,000 市費 2,000]</p> <p>他に債務負担行為 259,000 (130,800)</p> <p>教育環境の整備及び防災機能強化のため、体育館の冷暖房設備の整備を行う。</p> <p>1 実施設計 体育館冷暖房設備整備 小学校54校 2 工事 体育館冷暖房設備整備 小学校24校</p>	

教育委員会 学校教育部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考								
教育指導課	外国にルーツを持つ児童生徒への支援体制の充実	<p style="text-align: right;">80,556 (61,576)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">国費</td> <td style="padding-right: 10px;">26,854</td> <td style="padding-right: 10px;">諸収入</td> <td style="text-align: right;">312</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">市費</td> <td style="padding-right: 10px;">53,390</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	国費	26,854	諸収入	312	市費	53,390			拡充
		国費	26,854	諸収入	312						
市費	53,390										
<p>外国にルーツを持つ児童生徒の増加に対応し、外国人児童生徒指導協力員を増員する。</p> <p>外国人児童生徒指導協力員 16人→18人</p>											
教育支援課・教育センター	第2次不登校対策パッケージ	<p style="text-align: right;">576,338 (536,318)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">国費</td> <td style="padding-right: 10px;">171,385</td> <td style="padding-right: 10px;">繰入金</td> <td style="text-align: right;">15,100</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">諸収入</td> <td style="padding-right: 10px;">1,031</td> <td style="padding-right: 10px;">市費</td> <td style="text-align: right;">388,822</td> </tr> </table>	国費	171,385	繰入金	15,100	諸収入	1,031	市費	388,822	拡充
		国費	171,385	繰入金	15,100						
		諸収入	1,031	市費	388,822						
		<p>1 ステップルームティーチャー活用 様々な要因で教室に入ることができず別室に登校する児童生徒へ継続的な学習支援などを行うため、専任の支援員を増員する。 ステップルームティーチャー 13人→14人</p>									
		<p>2 スクールカウンセラー活用 不登校やいじめなどの悩みの解消に向けた相談支援のため、公認心理士など心理の専門職であるスクールカウンセラーを配置する。</p>									
<p>3 スクールソーシャルワーカー活用 問題を抱えた児童生徒の置かれた環境への働きかけと関係機関とのネットワーク構築のため、スクールソーシャルワーカーを増員する。 スクールソーシャルワーカー 13人→14人</p>	拡充										
<p>4 フリースクール等民間施設利用料助成 フリースクールを利用している児童生徒の家庭の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒の居場所確保を図るため、施設利用料を助成する。 予定対象者数 200人 開始時期 令和8年10月</p>	新規										
<p>5 ライトポート機能強化 不登校児童生徒への支援の充実のため、ライトポートの教室数を拡充及び、指導員を増員する。 小学部 (全6か所) 6室→7室 中学部 (全6か所) 6室→7室 指導員 36人→37人</p>	拡充										

教育委員会 学校教育部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
保健 体育 課	小学校の水泳学習における 民間スイミングスクール活用	36,433 (33,862) [市費 36,433]	
		児童の泳力向上、教職員の負担軽減及び学校プール施設の維持管理費削減などを目的とし、スイミングスクールを活用した水泳学習を実施する。 スイミングスクールにおける水泳学習 15校→16校	
	部活動指導体制の充実	21,229 (18,323) [国費 6,090 市費 15,139]	
		部活動の充実及び教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員を増員する。 部活動指導員 50人→60人	
	第3子以降の学校給食費 無償化	162,952 (294,981) [県費 38,926 市費 124,026]	
		多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間における千葉市立学校の学校給食費を無償化する。	
	学校給食運営	11,163,901 (9,743,502) [事業収入 1,808,762 国費 175,739] [県費 2,386,018 繰入金 6,570,829] [諸収入 8,553 市債 214,000] 他に債務負担行為 36,000 (-)	特別会計
		成長期にある児童生徒に、安全・安心でおいしくバランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供する。 必要な金額まで学校給食費を引き上げた上で、小学校などについて、令和8年度は国の負担軽減措置などにより保護者負担を求めないこととする。 中学校などについては、引き続き公費で補填し保護者負担を据え置く。	
養 護 教 育 セ ン タ ー	特別支援教育指導員配置	60,785 (56,280) [市費 60,785]	
		緊急に対応が必要なADHDなどの発達障害のある児童生徒が在籍する学校の支援体制充実などを目的に、特別支援教育指導員を増員する。 特別支援教育指導員 47人→50人	
	心理判定員の配置	13,019 (8,757) [諸収入 61 市費 12,958]	
		年々増加する相談に伴う知能検査、結果分析業務などの増加に対応するため、心理判定員を増員する。 心理判定員 3人→4人	

課名	事務事業名	事業内容	備考												
文化財課	加曾利貝塚博物館の機能強化	<p style="text-align: right;">674,464 (174,365)</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国費</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">27,070</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">諸収入</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">2,567</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">市債</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">454,000</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">市費</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">190,827</td> </tr> </table> <p>他に債務負担行為 633,000 (12,200,000)</p> <p>特別史跡加曾利貝塚の魅力や重要性を多くの方知ってもらうため、新博物館及び史跡の整備を進めるほか、縄文貝塚文化の研究や集客イベントなどを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新博物館の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1)基本・実施設計、既存建物の解体 (2)モニタリング（総合管理支援）業務 (3)周辺環境の整備 (4)土壌汚染対策工事 2 史跡の整備など <ol style="list-style-type: none"> (1)第2期史跡整備基本計画の策定 (2)発掘調査などの縄文貝塚文化研究の推進 (3)縄文体験及び集客イベントの実施 他 	国費	27,070	諸収入	2,567	市債	454,000	市費	190,827					
国費	27,070	諸収入	2,567												
市債	454,000	市費	190,827												
	博物館管理運営	<p style="text-align: right;">83,767 (284,120)</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">使用料</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">27</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">諸収入</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">1,724</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">市費</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">82,016</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> 1 加曾利貝塚博物館管理運営 <p>加曾利貝塚に関する調査研究を進めるとともに、縄文文化の理解促進を図るため、展示、教育普及活動などを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)加曾利貝塚から出土した資料などの展示・企画展、縄文時代研究講座などの実施 (2)貝塚関係資料などの調査研究 2 郷土博物館管理運営 <p>本市の歴史・民俗に関する資料収集・調査研究を進め、講座等の教育普及活動を行うとともに、千葉開府900年記念の特別展を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)本市の歴史・民俗及び千葉氏に関する展示 開府900年記念特別展の開催 (2)郷土の歴史に関する調査研究 (3)歴史講座などの教育普及 (4)市史編さん 	使用料	27	諸収入	1,724	市費	82,016							
使用料	27	諸収入	1,724												
市費	82,016														
情報中央資料館・地理区書館	図書館管理運営	<p style="text-align: right;">1,193,875 (1,134,209)</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">県費</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">500</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">繰入金</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">15,361</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">諸収入</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">5,278</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">市債</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">116,000</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">市費</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">1,056,736</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>図書資料の整備に努め、身近で頼れる市民の図書館として充実した図書館サービスを提供するとともに、施設の管理運営を行う。</p>	県費	500	繰入金	15,361	諸収入	5,278	市債	116,000	市費	1,056,736			
県費	500	繰入金	15,361												
諸収入	5,278	市債	116,000												
市費	1,056,736														



議 案 説 明

令和 8 年度当初予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 6 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 6 号

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 8 年 2 月 4 日提出

千葉県教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉県条例第 号

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉県職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 37 年千葉県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2			別表第 2		
区分	支給対象細別	支給額	区分	支給対象細別	支給額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(18) [略]	[略]	[略]	(18) [略]	[略]	[略]
	第 10 条第 3 号 の業務	日額 5, 1 0 0 円 (教育委員 会が別に定 める指導業 務にあって は、日額 3, 6 0 0 円)		第 10 条第 3 号 の業務	日額 5, 1 0 0 円
	第 10 条第 4 号 の業務	3 時間以上 日額 <u>2,</u> 7 0 0 円		第 10 条第 4 号 の業務	3 時間以上 日額 <u>3,</u> 9 0 0 円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



議 案 説 明

教員特殊業務のうち週休日等の部活動における生徒に対する指導業務に係る手当の額を引き上げるため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

議案第7号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和8年2月4日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間(千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。))第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間(千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。))第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 次の各号に掲げる職員の</p>

超える職員（教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）に関する

第5項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第5項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好な成績以上の場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

[新設]

[新設]

8～12 [略]

第5条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定による号給の決定、前項の規定による給料月額**の決定及び第20条の4の2の規定による特定任期付職員業績手当の支給**は、予算の範囲内で行わなければならない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、**次項第1号及び第3号から第6号まで**のいずれかに該当する扶養親族（以下「**扶養親族たる配偶者、父母等**」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表8級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそ

第5

項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第5項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好な成績以上の場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員（教育職給料表の適用を受ける職員及び次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

8～12 [略]

第5条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定による号給の決定**及び**前項の規定による給料月額**の決定**

は、予算の範囲内で行わなければならない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、**次項第2号から第5号まで**

のいずれかに該当する扶養親族（**第3項において「扶養親族たる父母等**」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表8級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそ

の職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) [略]

3 扶養手当の月額は、

扶養親族たる**配偶者**、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表7級職員等」という。）にあっては、3,500円）、**前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円**とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「**特定期間**」**という。**）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に**特定期間**にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

[新設]

第11条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職給料表8級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職給料表8級職員等から行政職給料表8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

の職員の扶養を受けているものをいう。

[削る]

(1)～(5) [略]

3 扶養手当の月額は、**前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円**、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表7級職員等」という。）にあっては、3,500円）

とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に**当該期間**にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 削除

（行政職給料表 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職給料表 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、行政職給料表 8 級職員等から行政職給料表 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職給料表 8 級職員等以外の職員から行政職給料表 8 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職給料表 8 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同

項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表8級職員等が行政職給料表8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表7級職員等が行政職給料表7級職員等及び行政職給料表8級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表8級職員等以外のものが行政職給料表8級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表7級職員等及び行政職給料表8級職員等以外のものが行政職給料表7級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第11条の2 前2条に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第11条の3 [略]

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の15（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の16）を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第11条の4 [略]

2 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が

居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、前項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（前項に規定する職員でもあるものについては、同項に規定する額及びこの項に規定する額の合計額）の月額の住居手当を支給する。

3 [略]

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

第11条の2 削除

(地域手当)

第11条の3 [略]

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の12（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、100分の16）を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第11条の4 [略]

2 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、前項の規定にかかわらず、同項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（前項に規定する職員でもあるものについては、同項に規定する額及びこの項に規定する額の合計額）の月額の住居手当を支給する。

3 [略]

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第3号並びに第3項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に

定める額（育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に

あつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に

あつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に

定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に規定する職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「特別急行列車等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等

に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額

。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当

定める額

、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に規定する職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「特別急行列車等」という。）

を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額 に相当する額（第5項において「特別料金等相当額という）。

該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) [略]

4 前項の規定は、同項の

規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

[新設]

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月

の規則で定める日に支給する。

6～8 [略]

(2) [略]

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)、その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

7～9 [略]

(単身赴任手当)
第12条の2 [略]
2 [略]
3

第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)
第19条の4 [略]

- 2 第5条第3項から第11項まで、第9条から第11条の2まで及び第11条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 3 第8条の2から第11条の2まで、第11条の4、第15条から第17条まで、第19条の3、第20条の4及び第20条の5の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)
第19条の5 第19条の3第1項に規定する職員又は特定任期付職員(次項において「管理監督職員等」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理

(単身赴任手当)
第12条の2 [略]
2 [略]

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)、その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 [略]

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)
第19条の4 [略]

- 2 第5条第3項から第11項まで及び第9条から第11条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 3 第8条の2から第11条の2まで、第11条の4、第15条から第17条まで、第19条の3及び第20条の5の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)
第19条の5 第19条の3第1項に規定する職員又は特定任期付職員(次項において「管理監督職員等」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理

監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時まで

の間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

(2) [略]

4 [略]

(期末手当)

第20条 [略]

2 [略]

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の177.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条の4 [略]

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ご

監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前

5時まで(週休日等に含まれる時間を除く。)の間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) [略]

4 [略]

(期末手当)

第20条 [略]

2 [略]

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条の4 [略]

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ご

<p>との総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略] [新設]</p> <p>3～5 [略]</p> <p><u>(特定任期付職員業績手当)</u> <u>第20条の4の2 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p>	<p>との総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 及び特定任期付職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[削る] <u>第20条の4の2 削除</u></p>
--	--

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	179,400	215,600	255,700	336,300	342,400	383,600	466,900	523,600
	2	180,700	217,700	256,500	338,500	344,600	386,000	476,600	529,500
	3	182,000	219,800	257,300	340,700	346,800	388,400	485,900	534,600
	4	183,300	221,900	258,100	342,900	349,000	390,800	492,600	539,100
	5	184,400	223,700	258,900	345,000	350,900	392,900	497,400	543,100
	6	185,900	225,400	260,100	347,100	353,000	395,200	501,800	546,600
	7	187,400	227,100	261,300	349,200	355,100	397,500	505,500	549,600
	8	188,900	228,800	262,500	351,300	357,200	399,800	509,000	552,100
	9	190,400	230,300	263,700	353,400	359,000	402,000	511,700	554,100
	10	192,200	231,500	264,900	355,300	361,300	404,100	513,700	
	11	194,000	232,700	266,100	357,200	363,600	406,200		
	12	195,800	233,900	267,300	359,100	365,900	408,300		
	13	197,500	234,800	268,500	360,700	368,200	410,200		
	14	198,500	235,700	269,700	362,600	370,600	412,200		
	15	199,500	236,600	270,900	364,500	373,000	414,200		
	16	200,500	237,500	272,100	366,400	375,400	416,200		
	17	201,300	238,200	273,300	368,000	377,700	418,000		
	18	202,500	239,000	274,600	369,600	380,100	419,800		
	19	203,700	239,800	275,900	371,200	382,500	421,600		
	20	204,900	240,600	277,200	372,800	384,900	423,400		
	21	205,900	241,300	278,400	374,300	387,000	425,000		
	22	207,000	242,100	279,800	376,000	388,800	426,300		
	23	208,100	242,900	281,200	377,700	390,600	427,600		
	24	209,200	243,700	282,600	379,400	392,400	428,900		
	25	210,200	244,200	283,800	381,100	393,900	430,000		
	26	211,600	245,000	285,300	382,700	395,500	431,100		
	27	213,000	245,800	286,800	384,300	397,100	432,200		
	28	214,400	246,600	288,300	385,900	398,700	433,300		
	29	215,700	247,200	289,800	387,200	400,000	434,400		
	30	216,900	248,000	291,400	388,700	401,400	435,300		
	31	218,100	248,800	293,000	390,200	402,800	436,200		
	32	219,300	249,600	294,600	391,700	404,200	437,100		
	33	220,500	250,400	296,000	392,900	405,300	437,800		
	34	221,600	251,400	297,600	394,100	406,500	438,500		
	35	222,700	252,400	299,200	395,300	407,700	439,200		
	36	223,800	253,400	300,800	396,500	408,900	439,900		
	37	224,900	254,100	302,400	397,600	410,100	440,600		
	38	225,900	255,000	304,300	398,600	411,000	441,200		
	39	226,900	255,900	306,200	399,600	411,900	441,800		
	40	227,900	256,800	308,100	400,600	412,800	442,400		
	41	228,900	257,600	309,700	401,500	413,700	442,800		
	42	229,700	258,600	311,500	402,300	414,600	443,300		
	43	230,500	259,600	313,300	403,100	415,500	443,800		
	44	231,300	260,600	315,100	403,900	416,400	444,300		
	45	231,900	261,400	316,800	404,700	417,000	444,600		
	46	232,700	262,600	318,700	405,400	417,600	445,100		

	47	233,500	263,800	320,600	406,100	418,200	445,600
	48	234,300	265,000	322,500	406,800	418,800	446,100
	49	234,800	266,100	324,200	407,400	419,400	446,600
	50	235,600	267,300	326,000	408,000	419,900	447,200
	51	236,400	268,500	327,800	408,600	420,400	447,800
	52	237,200	269,700	329,600	409,200	420,900	448,400
	53	238,000	270,800	331,300	409,700	421,200	448,700
	54	238,700	272,100	333,100	410,200	421,600	449,300
	55	239,400	273,400	334,900	410,700	422,000	449,900
	56	240,100	274,700	336,700	411,200	422,400	450,500
	57	240,500	275,900	338,400	411,700	422,700	450,800
	58	241,200	277,000	340,200	412,200	423,100	451,300
	59	241,900	278,100	342,000	412,700	423,500	451,800
	60	242,600	279,200	343,800	413,200	423,900	452,300
	61	243,100	280,000	345,400	413,500	424,300	452,600
	62	243,700	281,200	347,100	414,000	424,800	453,100
	63	244,300	282,400	348,800	414,500	425,300	453,600
	64	244,900	283,600	350,500	415,000	425,800	454,100
	65	245,200	284,700	352,000	415,200	426,100	454,600
	66	245,700	285,900	353,600	415,500	426,600	455,000
	67	246,200	287,100	355,200	415,800	427,100	455,400
	68	246,700	288,300	356,800	416,100	427,600	455,800
	69	247,200	289,500	358,400	416,300	428,100	455,900
	70	247,700	290,800	359,800	416,600	428,300	456,400
	71	248,200	292,100	361,200	416,900	428,500	456,900
	72	248,700	293,400	362,600	417,200	428,700	457,400
	73	249,200	294,500	363,900	417,300	428,900	457,900
	74	249,700	295,700	365,100	417,600	429,100	458,400
	75	250,200	296,900	366,300	417,900	429,300	458,900
	76	250,700	298,100	367,500	418,100	429,500	459,400
	77	251,200	299,300	368,500	418,200	429,600	459,800
	78	251,700	300,500	369,600			
	79	252,200	301,700	370,700			
	80	252,700	302,900	371,800			
	81	253,200	304,000	372,600			
	82		305,300	373,400			
	83		306,600	374,200			
	84		307,900	375,000			
	85		308,900	375,500			
	86			376,100			
	87			376,700			
	88			377,300			
	89			377,600			
	90			378,000			
	91			378,400			
	92			378,800			
	93			379,200			
	94			379,500			
	95			379,800			
	96			380,100			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

97			380,400					
98			380,600					
99			380,800					
100			381,000					
101			381,200					
102			381,500					
103			381,800					
104			382,100					
105			382,300					
106			382,600					
107			382,900					
108			383,200					
109			383,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	193,500	220,100	247,200	279,100	293,800	311,300	371,100	416,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第21条及び第22条の2に規定する職員を除く。）に適用する。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第2条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地域手当) 第10条 [略] 2 会計年度任用職員の地域手当の月額、給料の月額に <u>100分の15</u> (会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、100分の16)を乗じて得た額とし、2号職員にあっては常勤職員の、1号職員にあっては育児短時間勤務職員等の例により支給する。</p> <p>(旅費) 第29条 会計年度任用職員の旅費は、千葉市職員の旅費等に関する条例(平成2年千葉市条例第31号。<u>以下この条において「旅費条例」という。</u>)の適用を受ける職員の例により支給する。<u>この場合において、旅費条例第2条第2項の規定中「千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)第3条第1項各号に規定する給料表による当該級の職務及び給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいうもの」とあるのは、「別表第1の3等級に相当する級の職務」とする。</u></p>	<p>(地域手当) 第10条 [略] 2 会計年度任用職員の地域手当の月額、給料の月額に <u>100分の12</u> (会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、100分の16)を乗じて得た額とし、2号職員にあっては常勤職員の、1号職員にあっては育児短時間勤務職員等の例により支給する。</p> <p>(旅費) 第29条 会計年度任用職員の旅費は、千葉市職員の旅費等に関する条例(平成2年千葉市条例第31号)の適用を受ける職員の例により支給する。</p>

(千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年千葉市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例別表第1及び第2の改正規定を次のように改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1

会計年度任用職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	179,400	215,600	255,700
2	180,700	217,700	256,500
3	182,000	219,800	257,300
4	183,300	221,900	258,100
5	184,400	223,700	258,900
6	185,900	225,400	260,100
7	187,400	227,100	261,300
8	188,900	228,800	262,500
9	190,400	230,300	263,700
10	192,200	231,500	264,900
11	194,000	232,700	266,100
12	195,800	233,900	267,300
13	197,500	234,800	268,500
14	198,500	235,700	269,700
15	199,500	236,600	270,900
16	200,500	237,500	272,100
17	201,300	238,200	273,300
18	202,500	239,000	274,600
19	203,700	239,800	275,900
20	204,900	240,600	277,200
21	205,900	241,300	278,400
22	207,000	242,100	279,800
23	208,100	242,900	281,200
24	209,200	243,700	282,600
25	210,200	244,200	283,800
26	211,600	245,000	285,300
27	213,000	245,800	286,800
28	214,400	246,600	288,300
29	215,700	247,200	289,800
30	216,900	248,000	291,400
31	218,100	248,800	293,000
32	219,300	249,600	294,600
33	220,500	250,400	296,000
34	221,600	251,400	297,600
35	222,700	252,400	299,200
36	223,800	253,400	300,800
37	224,900	254,100	302,400
38	225,900	255,000	304,300
39	226,900	255,900	306,200
40	227,900	256,800	308,100
41	228,900	257,600	309,700
42	229,700	258,600	311,500
43	230,500	259,600	313,300
44	231,300	260,600	315,100

45	231,900	261,400	316,800
46	232,700	262,600	318,700
47	233,500	263,800	320,600
48	234,300	265,000	322,500
49	234,800	266,100	324,200
50	235,600	267,300	326,000
51	236,400	268,500	327,800
52	237,200	269,700	329,600
53	238,000	270,800	331,300
54	238,700	272,100	333,100
55	239,400	273,400	334,900
56	240,100	274,700	336,700
57	240,500	275,900	338,400
58	241,200	277,000	340,200
59	241,900	278,100	342,000
60	242,600	279,200	343,800
61	243,100	280,000	345,400
62	243,700	281,200	347,100
63	244,300	282,400	348,800
64	244,900	283,600	350,500
65	245,200	284,700	352,000
66	245,700	285,900	353,600
67	246,200	287,100	355,200
68	246,700	288,300	356,800
69	247,200	289,500	358,400
70	247,700	290,800	359,800
71	248,200	292,100	361,200
72	248,700	293,400	362,600
73	249,200	294,500	363,900
74	249,700	295,700	365,100
75	250,200	296,900	366,300
76	250,700	298,100	367,500
77	251,200	299,300	368,500
78	251,700	300,500	369,600
79	252,200	301,700	370,700
80	252,700	302,900	371,800
81	253,200	304,000	372,600
82		305,300	373,400
83		306,600	374,200
84		307,900	375,000
85		308,900	375,500
86			376,100
87			376,700
88			377,300
89			377,600
90			378,000
91			378,400
92			378,800

93		379,200
94		379,500
95		379,800
96		380,100
97		380,400
98		380,600
99		380,800
100		381,000
101		381,200
102		381,500
103		381,800
104		382,100
105		382,300
106		382,600
107		382,900
108		383,200
109		383,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員(第27条及び第28条に規定する会計年度任用職員を除く。)に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において千葉市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3の給料表の適用を受けていた職員のうちその者が属していた職務の級が附則別表に掲げる職務の級であるものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が別に定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職

員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 7 前3項の規定により給料を支給される職員に関する給与条例附則第17項の規定の適用については、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額と千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年千葉県条例第●号）附則第4項から第6項の規定による給料の合計額」とする。
- 8 第4項から第6項までの規定により給料を支給される職員に関する給与条例附則第19項の規定の適用については、同項中「附則第17項中「）とする」」とあるのは、「附則第17項中「応じた額」とあるのは「応じた額と千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年千葉県条例第●号）附則第4項から第6項までの規定による給料の合計額」とし、「）とする」」とする。
- 9 第4項から第6項までの規定により給料を支給される職員に関する千葉県職員退職手当支給条例（昭和24年千葉県条例第5号）附則第9項ただし書きの規定の適用については、同項中「市長が定めるもの」とあるのは「市長が定めるもの及び千葉県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年千葉県条例第●号）による給料月額減額改定」とする。

（扶養手当に関する経過措置）

- 10 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における、第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表8級職員等及び第3項に規定する行政職給料表7級職員等に対しては」と、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは、「（5）重度心身障害者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養

親族については4, 500円とする」とする。

- 1 1 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における、第1条改正後給与条例第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表8級職員等及び第3項に規定する行政職給料表7級職員等に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13, 000円」とあるのは「12, 000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については2, 500円とする」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 1 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第1条改正後給与条例第11条の3第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは「100分の14」とする。
- 1 3 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における第1条改正後給与条例第11条の3第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは「100分の13」とする。
- 1 4 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(以下「第2条改正後会計年度任用職員給与条例」という。)第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは「100分の14」とする。

- 1 5 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における第2条改正後会計年度任用職員給与条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは「100分の13」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 1 6 第1条改正後給与条例第12条第4項及び第12条の2第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

17 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	1	1	1	1	1
11	7	1	1	1	1	1
12	8	1	1	1	1	1
13	9	1	1	1	1	1
14	10	1	1	1	1	1
15	11	1	1	1	1	1
16	12	1	1	1	1	1
17	13	1	1	1	1	1
18	14	1	2	2	1	1
19	15	1	3	3	1	1
20	16	1	4	4	1	1
21	17	1	5	5	1	1
22	18	1	6	6	1	1
23	19	1	7	7	1	1
24	20	1	8	8	1	1
25	21	1	9	9	1	1
26	22	1	10	10	2	1
27	23	1	11	11	2	1
28	24	1	12	12	2	1
29	25	1	13	13	2	1
30	26	1	14	14	3	1
31	27	1	15	15	3	1
32	28	1	16	16	3	1
33	29	1	17	17	3	1
34	30	2	18	18	4	1
35	31	3	19	19	4	1
36	32	4	20	20	4	1
37	33	5	21	21	4	1
38	34	6	22	22	5	1
39	35	7	23	23	5	1
40	36	8	24	24	5	2
41	37	9	25	25	6	2
42	38	10	26	26	6	2
43	39	11	27	27	6	2
44	40	12	28	28	6	2
45	41	13	29	29	7	2
46	42	14	30	30	7	2
47	43	15	31	31	7	2
48	44	16	32	32	7	2
49	45	17	33	33	8	2
50	46	18	34	34	8	2
51	47	19	35	35	8	2
52	48	20	36	36	8	3
53	49	21	37	37	9	3
54	50	22	38	38	9	3
55	51	23	39	39	9	3
56	52	24	40	40	9	3

57	53	25	41	41	9	3
58	54	26	42	42	10	3
59	55	27	43	43	10	3
60	56	28	44	44	10	3
61	57	29	45	45	10	3
62	58	30	46	46		
63	59	31	47	47		
64	60	32	48	48		
65	61	33	49	49		
66	62	34	50	50		
67	63	35	51	51		
68	64	36	52	52		
69	65	37	53	53		
70	66	38	54	54		
71	67	39	55	55		
72	68	40	56	56		
73	69	41	57	57		
74	70	42	58	58		
75	71	43	59	59		
76	72	44	60	60		
77	73	45	61	61		
78	74	46	62	62		
79	75	47	63	63		
80	76	48	64	64		
81	77	49	65	65		
82	78	50	66	66		
83	79	51	67	67		
84	80	52	68	68		
85	81	53	69	69		
86	82	54	70	70		
87	83	55	71	71		
88	84	56	72	72		
89	85	57	73	73		
90	86	58	74	74		
91	87	59	75	75		
92	88	60	76	76		
93	89	61	77	77		
94	90	62				
95	91	63				
96	92	64				
97	93	65				
98	94	66				
99	95	67				
100	96	68				
101	97	69				
102	98	70				
103	99	71				
104	100	72				
105	101	73				
106	102	74				
107	103	75				
108	104	76				
109	105	77				
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	109					
115	109					
116	109					
117	109					

118	109					
119	109					
120	109					
121	109					
122	109					
123	109					
124	109					
125	109					
126	109					
127	109					
128	109					
129	109					

~~~~~

## 議 案 説 明

千葉市人事委員会の勧告に基づき、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）等を行うため、給料及び諸手当の改正を行うとともに、一般職の職員に準じ、会計年度任用職員に係る改正を行うほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。



議案第 8 号

千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について

千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 8 年 2 月 4 日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市条例第 号

千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員の旅費等に関する条例（平成 2 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (定義)<br>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号） <b>第 1 条</b> に規定する附属の島の存する領域をいう。 <b>以下</b> 同様。）における旅行をいう。<br>(4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。 <b>以下</b> 同様。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。<br>(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署<br>を<br>離れて旅行することをいう。<br>(6) 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他 <b>市長</b> が定める職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から | (定義)<br>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号） <b>第 2 条</b> に規定する附属の島の存する領域をいう。 <b>次号において</b> 同様。）における旅行をいう。<br>(4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。 <b>第 9 条において</b> 同様。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。<br>(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署 <b>（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）</b> を離れて旅行することをいう。<br>(6) 新たに採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他 <b>規則</b> で定める職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から |

在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(7) 扶養親族 内国旅行にあっては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

[新設]

2 この条例において「何級の職務」という場合には、千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）第3条第1項各号に規定する給料表による当該級の職務及び給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、

在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

[削る]

(7) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

[削る]

[削る]

在勤地以外の地域のうち在勤公署から4キロメートル以内の地域を含むものとする。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 [略]

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職 又は休職 (以下 「退職等」という。) となった場合 (当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) には、当該職員

(2) [略]

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 (その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下次項において同じ。) が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され、

又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額 (概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額) の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2 [略]

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、**失職** 又は休職 (この号及び次項において「退職等」という。) となった場合 (当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) には、当該職員

(2) [略]

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 [略]

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者

が、

次条第3項の規定により 旅行命令の変更 (取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。) を受け、又は死亡した場合 その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で 定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中

天災その他 規則で 定める事情により概算払を受けた旅費額 (概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額) の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で 規則で 定める金額を旅費として支給することができる。

[新設]

(旅行命令)

第4条 [略]

2 [略]

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を**変更(取消を含む。以下同じ。)**する必要があると認める場合

には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、**これを**変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は**これを**変更するには、旅行命令簿に**当該旅行に関する**事項を記載し、**これ**を当該旅行者に**提示**して行わなければならない。ただし、旅行命令簿に当該**旅行に関する事項**を記載し、**これを提示**するいとまがない場合には、**口頭により旅行命令を**発し、又は**これを**変更することができる。

5 **旅行命令権者は、口頭により旅行命令を**発し、又は**これを**変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に**当該旅行に関する**事項を記載し、**これを**当該旅行者に**提示**しなければならない。

**6 旅行命令簿の記載事項及び様式は、市長が別に定める。**

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更**された**旅行命令を含む。以下**本条**において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2・3 [略]

**7 第1項、第2項、第4項及び第5項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。**

(旅行命令)

第4条 [略]

2 [略]

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の**変更を**

する必要があると認める場合で、**前項の規定に該当する場合**には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、**その変更を**することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は**その**変更をするには、旅行命令簿に**規則で定める**事項を記載**又は記録をし、当該事項**を当該旅行者に**通知**して行わなければならない。ただし、旅行命令簿に当該**事項の記載又は記録を**するいとまがない場合には、**この限りでない。**

5 **前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった**場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に**同項に定める**事項の記載**又は記録を**しなければならない。

[削る]

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更**を受けた**旅行命令を含む。以下**この条**において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2・3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等により一定距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、支給する。

13 死亡手当は、外国への出張のため旅行中に死亡した場合について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、

最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費とし、これらの内容については、規則で定める。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び規則で定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に

より最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

**第8条** 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

**2** 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

**3** 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

**第9条** 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

**第10条** 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費

の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類

の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額

のうち、その書類を提

より最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

（旅費の請求手続）

**第8条** 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提

出しなかったため、その旅費  
の必要が明らかに  
されなかった部分の金額の支給を  
受けることができない。

2～4 [略]

5 第1項に規定する必要な添付書類  
の種類、記載事項及び様式は、市長  
が別に定める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、鉄道旅行に  
ついて、路程に応じ、次の各号に規  
定する旅客運賃（以下この条におい  
て「運賃」という。）急行料金、特  
別車両料金及び座席指定料金によ  
る。

(1) 運賃の等級を区分する線路によ  
る旅行の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路によ  
る旅行の場合には、その乗車に要  
する運賃

(3) 急行料金を要する線路による旅  
行の場合には、前2号に規定する  
運賃のほか、次に規定する急行料  
金

ア 第1号の規定に該当する線  
路による旅行の場合には、同  
号の規定による運賃の等級と  
同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路  
による旅行の場合には、その  
乗車に要する急行料金

(4) 第2号の規定に該当する線路で  
特別車両料金を徴する客車を運行  
するものによる旅行をする場合に  
は、同号に規定する運賃及び前号  
に規定する急行料金のほか、特別  
車両料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運  
行する線路による旅行の場合に  
は、第1号又は第2号に規定する  
運賃、第3号に規定する急行料金  
及び前号に規定する特別車両料金  
のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金  
は、次の各号の一に該当する場合に  
限り、支給する。

3 第1項第5号に規定する座席指定

出しなかったため、その旅費又は旅  
費に相当する金額の必要が明らかに  
されなかった部分の支給又は支払を  
受けることができない。

2～4 [略]

5 第1項に規定する請求書及び必要  
な資料の種類、記載事項又は記録事  
項、第2項及び第3項に規定する期  
間その他の必要な事項は、規則で定  
める。

[削る]

[削る]

[削る]

料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

[削る]

(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

[削る]

(車賃)

第14条 車賃の額は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路線に応じ別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

[削る]

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

[削る]

3 前項の規定により通算した路程に

1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第15条 日当の額は、別表第1の定額による。

[削る]

2 鉄道60キロメートル未満、水路30キロメートル未満又は陸路15キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

[削る]

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

[削る]

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

[削る]

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

[削る]

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

[削る]

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

[削る]

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合に

は、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

[削る]

3 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

[削る]

（着後手当）

第19条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

[削る]

（扶養親族移転料）

第20条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

[削る]

（1）赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の

2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

[削る]

(在勤地内旅行の旅費)

第21条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。

[削る]

(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する額の鉄道賃及び車賃

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

[削る]

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、

又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第24条

外国旅行の場合における旅費の支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、国家公務員の例に準じ市長が定めるところによる。

(旅費の調整等)

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることと

[削る]

[削る]

(外国旅行の旅費)

第9条 第3条、第7条及び第8条の

規定にかかわらず、外国旅行の場合における旅費の支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、国家公務員の例に準じ市長が定めるところによる。

(旅費の調整等)

第10条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他

旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることと

なる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

**2 公用の車、船等を利用して旅行した場合には、第11条、第12条及び第14条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。**

**3** 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

**第26条** [略]

2 [略]

[新設]

(委任)

**第27条**

この条例の施行に関し必要な事項は、**市長が別に**定める。

附 則

1・2 [略]

**3 この条例の適用を受ける者に対して支給する鉄道賃及び船賃のうち、第11条第1項第4号に規定する特別車両料金及び第12条第4号に規**

なる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

[削る]

**2** 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

**第11条** [略]

2 [略]

(旅費の返納)

**第12条** 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

**2** 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

**第13条** この条例で定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附 則

1・2 [略]

[削る]

|                                                                                                                                              |                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| <p><u>定する特別船室料金は、当分の間、これらの規定にかかわらず、市長が公務上の必要その他やむを得ない事情により特に必要があると認めた場合を除き、支給しない。</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>(別表第1) [略]</p> <p>(別表第2) [略]</p> | <p>4・5 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(旅費及び費用弁償の種類、額及び支給方法)</p> <p>第8条 旅費及び費用弁償（次条において「旅費等」という。）の<u>種類及び額</u>は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市長等及び行政委員会の委員等（農地利用最適化推進委員を除く。）</u>については、別表第3に掲げる種類及び額</p> <p>(2) <u>農地利用最適化推進委員及び附属機関の委員等</u>については、<u>千葉県職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉県条例第31号。以下「旅費条例」という。）別表第1の1等級の職員に支給される旅費と同一の種類及び額</u></p> <p>(3) <u>投票管理者等</u>については、<u>旅費条例別表第1の2等級の職員に支給される旅費と同一の種類及び額</u></p> <p>(4) <u>非常勤職員</u>については、<u>旅費条例別表第1の3等級の職員に支給される旅費と同一の種類及び額</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第9条 前条に定めるもののほか、旅費等の<u>種類</u>、額及び支給方法は、<u>旅費条例の適用を受ける職員に支給さ</u></p> | <p>(旅費及び費用弁償の種類、額及び支給方法)</p> <p>第8条 旅費及び費用弁償（次条において「旅費等」という。）の<u>種目</u>は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>鉄道賃</u></p> <p>(2) <u>船賃</u></p> <p>(3) <u>航空賃</u></p> <p>(4) <u>その他の交通費</u></p> <p><u>(5) 宿泊費</u></p> <p><u>(6) 包括宿泊費</u></p> <p><u>(7) 宿泊手当</u></p> <p>第9条 前条に定めるもののほか、旅費等の<u>種目</u>、額及び支給方法は、<u>国家公務員</u></p> |

|                                                           |                                       |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p><b>れる旅費</b>の例に準じ市長が定めるところによる。</p> <p><b>(別表第3)</b></p> | <p>の例に準じ市長が定めるところによる。</p> <p>[削る]</p> |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|

(千葉県証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 千葉県証人等に対する実費弁償に関する条例（平成2年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                   | 改正後                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(実費弁償)</p> <p>第2条 証人等には、実費弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費については、千葉県職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉県条例第31号）<b>別表第1の2等級</b>の職員に支給される旅費の例による。</p> | <p>(実費弁償)</p> <p>第2条 証人等には、実費弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費については、千葉県職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉県条例第31号）<b>の</b>職員に支給される旅費の例による。</p> |

(千葉県消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 千葉県消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年10月1日条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正後                                                       |       |               |                                                           |                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------|---------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>(実費弁償)</p> <p>第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給する。</p> <p>2 <u>費用弁償の種類及び額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>種類及び額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>団長・副団長</u></td> <td><u>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月20日条例第17号。以下「以下特</u></td> </tr> </tbody> </table> | 階級                                                        | 種類及び額 | <u>団長・副団長</u> | <u>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月20日条例第17号。以下「以下特</u> | <p>(実費弁償)</p> <p>第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償を支給する。</p> <p>[削る]</p> |
| 階級                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 種類及び額                                                     |       |               |                                                           |                                                                           |
| <u>団長・副団長</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <u>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月20日条例第17号。以下「以下特</u> |       |               |                                                           |                                                                           |

|             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
|             | 別職の給与等条例」と<br>いう。)第 8 条第 1 項<br>第 2 号に定める種類と<br>額 |
| 分 団 長<br>以下 | 特別職の給与等条例<br>第 8 条第 1 項第 4 号に<br>定める種類と額          |

3 費用弁償の額の計算については、千葉市職員の旅費等に関する条例（平成 2 年千葉市条例第 31 号）の定めるところによる。

4 [略]

2 費用弁償の種目、額及び額の計算については、千葉市職員の旅費等に関する条例（平成 2 年千葉市条例第 31 号）の定めるところによる。

3 [略]

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の千葉市職員の旅費等に関する条例（以下この項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項において「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令を発する旅行及び新旅費条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の千葉市職員の旅費等に関する条例（以下この項及び第 5 項において「旧旅費条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行及び旧旅費条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第 4 条 1 項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第 2 条第 4 号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のう

ち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第8条及び第9条、第3条の規定による改正後の千葉市証人等に対する実費弁償に関する条例第2条第2項及び第4条の規定による改正後の千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発した旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 4 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新旅費条例第12条の規定は、新旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議 案 説 明

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、昨今の経済社会情勢の変化に対応するための規定を整備するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

議案第 9 号

千葉県青少年センター設置管理条例の廃止について

千葉県青少年センター設置管理条例を廃止する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 8 年 2 月 4 日提出

千葉県教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉県条例第 号

千葉県青少年センター設置管理条例を廃止する条例

千葉県青少年センター設置管理条例（昭和 48 年千葉県条例第 58 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。



## 議 案 説 明

青少年センターを廃止するため、条例を廃止するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

議案第10号

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するよう市長に申し出るものとする。

令和8年2月4日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

- 1 工事名 特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業  
建設工事
- 2 施工場所 千葉市若葉区小倉町937番地外
- 3 工事概要 (1) 博物館建築工事一式  
(2) 飲食物販施設建築工事一式  
(3) 土器づくり工房建築工事一式  
(4) 屋外エレベーター棟建築工事一式  
(5) 外構工事一式  
(6) 設計業務一式  
(7) 工事監理業務一式
- 4 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 9,081,600,000円
- 6 工期 契約締結日から令和12年9月30日まで
- 7 請負者 千葉市中央区中央1丁目11番1号  
前田・市原・トータルメディア・久米特定建設工事共同  
企業体  
代表者 千葉市中央区中央1丁目11番1号  
前田建設工業株式会社 千葉営業所  
所長 渡辺 賢太郎  
千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号  
株式会社市原組  
代表取締役 本橋 誠之  
東京都千代田区紀尾井町3番23号  
株式会社トータルメディア開発研究所  
代表取締役 山村 健一郎  
東京都江東区潮見2丁目1番22号  
株式会社久米設計  
代表取締役 能口 達也

~~~~~

議 案 説 明

特別史跡加曾利貝塚新博物館（仮称）整備・運営事業建設工事を行うための工事請負契約を締結するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。